

令和元年度決算に係る
健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

令和2年10月

三重県監査委員

監 査 第 50 号
令和 2 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬 様

三重県監査委員 山 口 和 夫

三重県監査委員 田 中 智 也

三重県監査委員 田 中 祐 治

三重県監査委員 内 田 典 夫

令和元年度決算に係る健全化判断比率等の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年8月11日付け総務第07-98号で審査に付された令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

三重県監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次のとおり令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査を実施した。

1 審査の対象

令和元年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の着眼点及び実施内容

知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- ① 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- ② 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- ③ 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- ④ 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、歳入歳出決算書、同付属書類及びその他の証拠書類等と照合し、確認を行った。

なお、審査にあたっては、関係部局において積算根拠等の妥当性、客観性について確認したほか、公社・第三セクター等の調査を実施し、審査の参考とした。

第2 審査の結果及び意見

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、いずれの会計においても資金不足は発生していない。

【健全化判断比率】

比率名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考) 早期健全化基準
実質赤字比率	－%	－%	－%	3.75%
連結実質赤字比率	－%	－%	－%	8.75%
実質公債費比率	14.2%	14.2%	13.4%	25%
将来負担比率	189.4%	186.2%	184.7%	400%

(注) 1 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

2 連結実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

【資金不足比率】

会計名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考) 経営健全化基準
地方卸売市場事業 特別会計	－%	－%	－%	20%
港湾整備事業 特別会計	－%	－%	－%	
流域下水道事業 特別会計	－%	－%	－%	

(注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余であることから算定されない。

2 個別意見

平成29年度から令和元年度の3か年平均により算定する実質公債費比率は13.4%であり、早期健全化基準である25%を下回っている。

前年度算定値である14.2%と比較すると0.8ポイント減少している。

令和元年度の将来負担比率は184.7%であり、早期健全化基準である400%を下回っている。

前年度算定値である186.2%と比較すると1.5ポイント減少している。

今後も公債費が高い水準で推移することが見込まれることから、県債残高及び公債費の適切な管理に努められたい。

<参考>

- (1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の算定における黒字額（実質収支額）及びその比率

項 目	黒字額（実質収支額） 及びその比率	（参考）平成 30 年度算定値
実質赤字比率	9,044,013 千円	6,351,609 千円
	2.06% ※	1.46% ※
連 結 実 質 赤 字 比 率	42,409,586 千円	38,661,368 千円
	一般会計等 9,044,013 千円 公営企業等 33,365,573 千円	一般会計等 6,351,609 千円 公営企業等 32,309,759 千円
	9.67% ※	8.92% ※

※比率：実質収支額／標準財政規模×100

本県の場合は、黒字比率となっている。

- (2) 実質公債費比率、将来負担比率

項 目	比 率	（参考）平成 30 年度算定値
実質公債費比率	13.4%	14.2%
将来負担比率	184.7%	186.2%

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等の額})}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

実質公債費比率は、当年度も含めた3か年平均により算定されることから、新たに算定対象となる令和元年度単年度分の算定項目と、算定対象から除外される平成28年度単年度分の算定項目とを比較すると、分子は、「元利償還金等」が減少し、災害復旧費等に係る基準財政需要額等の増により算入公債費等が増加したため、約78.6億円（△14.9%）減少している。分母は、「算入公債費等の額」の増加額が標準税収入額等の増などによる「標準財政規模」の増加額を下回り、約45.6億円（1.3%）増加している。以上の要因により、平成30年度算定値14.2%と比較すると、0.8ポイント減少している。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

令和元年度と平成30年度の算定基礎数値を比較すると、比率の分子である「将来負担額」が、地方債現在高等の増により約30.5億円（0.2%）増加したため、分子全体として約22.1億円（0.3%）増加している。

一方、比率の分母である「標準財政規模」は、標準税収入額等の増により約50.9億円（1.2%）増加し、控除対象である「算入公債費等の額」の増加額約10.7億円（1.4%）を上回ったため、分母全体としては約40.2億円（1.1%）増加した。以上の要因により、平成30年度算定値186.2%と比較すると、1.5ポイント減少している。

(3) 資金不足比率の算定における資金剰余額及びその比率

【公営企業会計（公営企業法非適用）】

会 計	資金剰余額 及びその比率	(参考) 平成 30 年度算定値
地方卸売市場事業特別会計	569 千円	1,373 千円
	0.22%	0.69%
港湾整備事業特別会計	21,003 千円	7,693 千円
	14.87%	10.92%
流域下水道事業特別会計	1,643,131 千円	786,928 千円
	32.47%	13.65%

※比率：資金剰余額〔実質収支額〕／（営業収益－受託工事収益）×100

本県の場合は、資金剰余比率となっている。

【公営企業会計（公営企業法適用）】

会計名	資金剰余額 及びその比率	(参考) 平成 30 年度算定値
水道事業会計	11,161,662 千円	10,856,510 千円
	136.15%	134.30%
工業用水道事業会計	7,621,917 千円	8,046,518 千円
	141.32%	152.18%
電気事業会計	8,484,502 千円	8,654,350 千円
	1,402.82%	626.80%
病院事業会計	645,383 千円	758,939 千円
	19.74%	23.55%

※比率：資金剰余額〔流動資産－（流動負債－控除企業債等）〕／（営業収益－受託工事収益）×100

本県の場合は、資金剰余比率となっている。

【地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲】

		三重県の会計						
一般会計等 (普通会計)	一般会計							
	特別会計	県債管理特別会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	会計ごとに算定
		三重県立総合医療センター資金貸付特別会計						
		母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
		子ども心身発達医療センター事業特別会計						
		就農施設等資金貸付事業等特別会計						
		林業改善資金貸付事業特別会計						
		沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計						
		中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計						
	企業会計	国民健康保険事業特別会計						
		地方卸売市場事業特別会計						
		港湾整備事業特別会計						
		流域下水道事業特別会計						
		水道事業会計						
工業用水道事業会計								
公営事業会計	公営企業会計以外 (法非適用)	電気事業会計						
	公営企業会計 (法適用)	病院事業会計						
	公営企業会計 (法適用)							
	公営企業会計 (法適用)							
一部事務組合	四日市港管理組合							
地方公社・ 第三セクター等	三重県土地開発公社							
	三重県立総合医療センター							
	三重県立看護大学							
	三重県農林水産支援センター(損失補償)							
	三重県信用保証協会(損失補償)							
	三重県産業支援センター(損失補償)							
	東海労働金庫(損失補償)							

令和元年度決算に係る
健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

令和2年10月

三重県監査委員事務局

〒514-0004 津市栄町1丁目954番地

TEL 059-224-2928

FAX 059-224-2220

<http://www.pref.mie.lg.jp/KANSAI/HP/>

E-mail:kansai@pref.mie.lg.jp

